

小学校から始まる反日教育、植民地収奪論

李 宇衍（落星台経済研究所研究委員）

I はじめに

本稿では韓国の現行小学校社会科教科書の植民地期経済に対する叙述を紹介し、その問題点を明らかにする。韓国では小学校5年の社会科で歴史を学ぶ。2023年初め検定を通り、同年春から使用される計12種の5学年の社会科教科書すべてにおいて、①土地調査事業（1910-1918）、②労働者と慰安婦を中心に戦時動員（1937-1945）について叙述している。教学社の教科書の場合、会社令について（126ページ）、金星出版社の場合、産米増殖計画と米移出についても言及している（118ページ）点が特徴的だ。

土地調査事業と戦時動員に関する記述は、植民地期その他の経済変化に対する説明と同様に、植民地収奪論とそれによって朝鮮人が貧しくなったという窮乏化論一色だ。土地調査事業を通じて農民が土地を奪われ、戦時期には男は労働力として、女は「性奴隷」として搾取された、と記述している。

IIでは土地調査事業について、IIIでは戦時動員について述べる。それぞれ、まず教科書の叙述を要約し、客観的な事実の可否に焦点を合わせてその問題点を指摘する。IVでは、これらの詳細項目を超えて、より広い視野で教科書の植民地期記述について総評を行う。

最後に参考資料として、教科書の叙述をそのまま翻訳紹介したので、参考にしてほしい。特にi-screammediaの教科書は、教師用指導書がすでに公開されている。これもそのまま引用したので注目してほしい。特に小学校教師は歴史学の専門家でもなく、経済的
事件について詳しくない人が多く、教師用指導書の影響は非常に大きい。中等学校教師との相違点だと思われるが、こういった事情も含め、今後教師用指導書に対する関心を促したい。

II 朝鮮土地調査事業

1. 教科書の記述

- 目的：「朝鮮総督府は土地の所有者を確認し、税金を徴収するために土地調査事業を行いました。」(教学社、p.126)
- 結果：「農業をする土地を失った農民もたくさんできました。これによって農民の生活はさらに厳しくなりました」(上同)
- 経緯説明

1. 「土地の所有者は、定められた期間に自らの土地を申告しなければならなかった。この過程で申告しなかった土地…などは所有権が認められなかったり、朝鮮総督府の所有になった」(キムヨン社p.124)～民有地を収奪し総督府の所有、すなわち国有地とした。

2. 「先祖代々農業をしていた土地」(i-screammedia p.117)で耕作権、すなわち「土地を耕作できる権利で、朝鮮後期には地主でも農民の耕作権をむやみに奪うことはできなかった」が(飛翔教科書p.120)、これを認めなかった。

2 問題点

ア. 土地調査事業とは

土地調査事業とは、朝鮮半島(朝鮮領土2310万町歩¹⁾)から山地(1828万町歩)を除き、耕地、垈地等(491万町歩)について各筆地に所有権者を法律的、行政的に確定し、その面積と地形を地籍図で作成し、筆地ごとに全国すべての土地に対して唯一存在する固有の一連番号、すなわち地番を創設、付与し、その順序によって土地台帳を作る事業であった。また、各筆地別に所有権の変動や抵当権設定など、債務関係まで記録された書類として国家が保証する公信力がある登記簿を製作する作業が付随した。このように調製された地籍図、土地台帳および登記簿が、近代国家の不動産行政のための3大基本公簿(公的な帳簿)となる。

最近、これらの公簿が電算化されたが、その内容は全て1910～18年から始まり、その後のすべての所有権と抵当など債務上の変動が含まれている。また、最近地番を「道路名住所」に変えたが、計画都市が希少な韓国で「道路名住所」の地番体系がどのような利点があるか不明で、どうしてそのように変えたのかも理解し難い。それでも明らかなことは、過去の地番に1対1で対応する新しい地番、すなわち過去に1つの筆地として調査された土地に、新しい名前を付けたに過ぎないということだ。私たちは今も植民地期の土地調査事業の結果に基づいた、不動産に関する経済生活を送っている。

イ. 土地調査事業の目的

1) 土地調査事業の目的をただ地税と植民地財政問題に限定しようとするのは、日本が残した成果をわざと否定し、その成果を意図的に貶めるためだ。ところが土地所有者とその所有の詳細な内訳を政府が把握して租税を賦課することは、近代国家ならば万国共通だ。仮に地税と植民地財政問題だけが目的であったなら、1945年の解放〔日本統治からの解放・訳注、以下同〕以降、今までにその制度を廃止したり、関連文書を焼却したりせずに存続させ、更に、現在は超大型コンピュータを利用してまで関連業務を遂行していることはどう説明するのだろうか。

地税確保と財政安定を目的としたと批判、非難するなら、1948年以降土地と不動産に租税を課してきた大韓民国政府も、批判の対象になるのだろうか。地税を課し、財政を確保するために努力している大韓民国政府を、小学生たちが誹謗することでも望んでいるのだろうか。

2) 土地調査事業の直前には不動産詐欺が蔓延していた。代表的な手口は、他人の土地

や建物を自分のものと偽って売る犯罪だ。この時、詐欺師が該当不動産は自分のものだとし、購買者に出したのが、「土地文書」というものだ。これは殆ど土地取引文書（名文という）であり、場合によってはこの取引とそれに伴う所有権移転を官が事実と認めると、発給した文書（立案）が添付されたりもした。

問題は、これらの文書の真偽を確認するのは難しいという点だ。まず偽造が容易で、土地や不動産の近隣に行って直接調査しなければ、その取引物が誰のものなのか確認しにくく、組織的な詐欺が繰り返されることもあった。

名文や立案が本物だとしても、それを盗んで取引する犯罪もしばしば発生した。例えば、息子が父親の保管する土地文書を持ってきて土地を売ってしまうのだ。以上のような問題の共通点は、不動産の所有権を証明できる公的サービスと、その時に利用する公的文書が備えられていないため発生していた、という点だ。

今は、地籍図、土地台帳、登記簿がなければ、私たちは不動産取引ができない。もちろん、売買は可能だ。しかし、私たちが不動産を購入する時は、お金を受け取る者が実際の所有者かどうか分からず購入しなければならず、私たちがそれを販売するときも、購買者は私たちが実際の所有者だという根拠のない確信を持たなければならない。結局、取引が困難で、取引には危険と費用がともなう。これを「取引費用」という。この取引費用を格段に下げる制度が、上記の公的地籍サービスと公的文書である。

これらのサービスと文書がなければ、私たちは今、家一軒を売買することはもちろん、賃貸物件を契約する場合においても相当な困難を伴う。実際、朝鮮人も新しい制度に対して機敏に反応した。土地売買によって所有権を取得したことを証明する登記は1914年に4963件に過ぎなかったが、1918年には26万1609件、24年には43万7780件に増加した。

3) 近代的登記制度がもたらすもう一つの大きな効用は、「資産の資本化」である。人々は自分が所有する不動産を担保にして、事業のための財源を調達することができる。企業も同じだ。これは植民地時代のように金融市場がまだ発展していない状況で直接、間接の金融を通じて会社の資本を用意するのが難しい時、特に重要な役割を果たす。融資する側の立場に立ってみれば、この制度がなければ、担保に設定された不動産が処分されたり、また別の担保が設定されて債権を回収できないリスクがある。しかし、制度に基づいて自分の担保、根抵当権などの設定を登記簿に示すことで、他者が自分の権利を毀損することを防ぎ、不当な損失を受けることを未然に防止することができるのだ。不動産関係の公的サービス、公的書類は、このように金融市場の取引コストも大幅に下げる機能を果たし、その結果「土地/資産の資本化」を促進するものである。抵当権取得を証明する登記は1914年にわずか3190件だったが、1918年には3万5261件、さらに1924年には10万5,860件に急増した。これは金融機関による土地金融が大幅に活性化したことを意味し、1920-34年に総督府が推進した産米増殖計画も、やはりこのように活性化した土地金融を主要資金源とした。

ウ. 収奪論1－申告制

1) 収奪論者たちが言う土地調査事業の経過と結果は、歴史的事実と違う。しかし、日帝が土地調査事業を通じて朝鮮人の土地を収奪したという教科書の記述は、すでに1960

年代から現れている。1967年のある教科書では、日帝が土地調査事業を通じて「全国土の40%を収奪した」という荒唐無稽な主張まで載せている。

韓国国土の7割以上が山地であり、農地や家賃（建物敷地）などの人間生活が行われるところは3割以下だ。残りの7割以上に対しては、1917～1934年の間に朝鮮林野調査事業が実施され、初めて所有権が行政的、法律的に認められた。つまり、日帝の行った土地調査事業の対象となった土地は30%に満たなかったのであるが、それが、どうやったら全国土地の40%を収奪し得たというのだろうか？

2) 収奪論者たちは、朝鮮総督府が土地所有者に自分が所有する土地を行政機関に申告させたが、これは朝鮮総督府が直接土地所有関係を調査せずに調査費用を朝鮮人に転嫁するために取った方法であり、朝鮮人たちは公的機関にそのような事実を申告することに慣れておらず、多くの人が申告期限を逃して土地所有権を喪失した、と主張する。だが、

◆ 申告制が土地調査事業の費用を節約する効果があることは明らかだ。しかし、その本意は、一つの土地について申告者が一人（共同所有の場合には一つの集団）であり、争いの余地がない時は、その事実を直ちに法律で認めることで申告者を尊重し、その便宜を増進する方法である。

◆ 土地所有の申告を受けるのは、官公庁ではなく土地所有者を代表する「地主総代」であり、村の里長、区長など村の事情に詳しい実務者であった。彼らは担当行政区域内にある土地の主人がもれなく申告するよう促す役割をし、洞里民の土地申告書を受領して行政官署に一気に申請した。

◆ 申告者がいない場合、地主総代と担当官署は所有者を捜し、申告を勧めた。

◆ 朝鮮人は朝鮮王朝500年間、3年ごとに戸籍を申告してきており、土地所有者は1907年以来毎年、面積、結負²、住所などを記録した「結数連名簿」を土地所在面に申告してきた。

◆ 総督府への未申告地は8,944筆地で、全国1910万筆地の0.05%に過ぎなかった。

工. 収奪論2－「耕作権」の剥奪

1) 教科書においては、土地調査事業当時に地主－小作関係にある小作人が耕作権という権利を持っていたと前提した後、その権利が土地調査事業で否定され、ただ地主の権利だけが所有権として残ることになった、と主張されている。

耕作権とは、社会科教科書で「先祖代々」とされているように、小作農が長期間該当耕地を耕作しながらその耕作を持続する権利をいう。この権利は地主も認める権利であって、地主は土地を売買することはできるが、耕作権は売買できない。すなわち、地主が土地を売買した後も、小作人はその土地を耕作し続ける権利を持つ。逆に小作人は土地を売買することはできないが、耕作権を売買することができる。これにより小作人が変わったとしても、地主はそれに干渉することができない権利である。

2) 土地から小作料を徴収し、又は当該土地を譲渡、売買等処分する権利を有する地主と、耕作権を有する小作人が併存する所有制度を、一田両主制という。中国明代と清代に揚子江の南側で見られる、独特の所有制度だ。

問題は、このような慣行が朝鮮にも広く存在したかという問題だ。教科書は当然そうだったと主張するが、20世紀初めはもちろん、過去にも韓国に一田両主制と耕作権が広く存在した慣行だという証拠はない。全くなかったというわけではない。一部存在し、朝鮮総督府もこのような制度を特別なものと考え、「特殊小作慣行」と称し、それに対して調査結果を刊行した。

3) 通常「賭地」と呼ばれた耕作権が発見された場所は、黄海道載寧、平安南道大同、平安北道義州、全州、晋州、高城などだ。ただし、これらの郡では一般的であったという意味ではなく、依然として例外的であった。すなわち全国的に見ると、耕作権はただの点に過ぎなかったのだ。これらの耕作権は、土地調査事業の過程で地主と耕作権者の取引によって無難に所有権に統合されたことで消えた。すなわち、土地調査事業の過程で総督府のいかなる強制によってでもなく、当事者間の取引によって消滅したということだ。

4) 教科書の「耕作権否定」という記述は、そもそも存在しない権利を収奪したと主張する誤り、または少なくとも極めて例外的な事例を全国的な慣行と見る誇張に他ならない。点存していた耕作権を消滅させたのも、総督府ではなく利害当事者だったという点でも、一つの歴史歪曲と言える。

オ. 収奪論3－国有地の創出

土地調査事業を通じて国有地に確定した土地は12万町歩で、調査された全体面積491万町歩の2.5%に当たる。ところが、朝鮮総督府は事業が終了した1918年から1924年まで、国有地の小作人など縁故者に速かに安価で払い下げる方式で全て処分する。すなわち、土地調査事業の目的は、国有地の創出ではなかったのだ。

カ. 収奪論4－地税の増徴

教科書は地税徴収が土地調査事業の目的であり、その結果総督府の地税収入が増加し、それによって朝鮮農民たちはより窮乏したと叙述する。土地調査事業以後、新たに地価を基準に地税が賦課され、1917年に賦課された地税総額は以前に比べて17.2%多いものだった。しかし、これは過去にも税金を払っていた朝鮮人にとって、新しく大きな税負担を負うことになったわけではない。

つまり、総督府は事業以前には総耕地面積を276万町歩と予想したが、調査結果はなんと487万町歩だった。隠結と呼ばれた朝鮮王朝中央政府が租税を徴収できなかった土地が、全体耕地の43%に達していたのだ。だが、これら農地の所有者や耕作者がこれまで税負担を負っていなかったわけではない。農村で租税実務を担当する郷里たちと地方官が土地を隠匿し、租税を集めて着服していたのだ。

把握された耕地が大幅に増えたのにもかかわらず、地税総額が17%増加に止まったのは課税率が低くなったためだ。総督府が本来計画した地税率は、耕地の平均的総生産量の約11%だったが、大量の耕地が新たに把握されたために税率を4.9%に下げたのだ。これは当時、日本の農民が政府に負担していた地税率の1/2水準である。

Ⅲ 戦時動員

1 教科書の記述

「日帝は…我が国の人々を戦争軍人や武器工場の労働者として連れて行った」（教学社134）また「数多くの女性を強制的に捕まえて性奴隷にした」（MiraeN178）。「しかし、被害者たちはまだ日本政府からきちんと謝罪を受けていない」（天才教育120）。

2 問題点

ア. 歴史的事実に関する問題

「連れて行った」とか「強制的に捕まえて」という表現は、どこでも誰でも拉致して労働者や慰安婦にしたというイメージを伝達する。しかし、労働者徴用は3-4週間かかる手続きを必要とした。身体と適性検査の通報、検査、通過者に徴用令状の発行、本人または家族の受領、決まった日時に決まった場所へ集結するといったプロセスだ。個人的な事情によって、これらの手続きを延期することもできた。

慰安婦の場合、韓国の反日種族主義者と日本の反日主義者は「手当たり次第の拉致」を事実と断定したり、それを立証する資料が出てくることを期待したりするが、慰安婦問題が浮上した1990年代初めから30年以上が過ぎたにもかかわらず、そのような証拠は出でならず、今や慰安婦研究者たちは手当たり次第の拉致を主張したりしない。

イ. 解放後の韓日関係に関する問題

- 教科書には慰安婦問題と関連して、「きちんとした謝罪を受けていない」とか「公式的な謝罪」（東亜出版p.126）を受けていないと記述されているが、これは事実と異なる。
- 戦時労働者問題と関連しては、尹錫悦政権が2018年最高裁判決（日本企業が韓国全戦時労働者に1-2億ウォンの慰謝料を支給）と全く異なる解決方法を出し、日本と協議中だ。その方法とは、1965年韓日請求権協定で韓国政府が受領した無償3億ドルと有償2億ドルの請求権資金から恩恵を受けた浦項製鉄など韓国企業と日本企業が行政安全部傘下の「日帝強制動員被害者支援財団」に寄付し、同財団が裁判で勝訴した全ての戦時労働者に慰謝料を支給するというものだ。このような内容を指導しなければならない教師、そして学習する小学生たちは混乱せずにはいられないはずがない。
- 慰安婦問題に関しては、2015年の韓日合意がある。当時、日本の首相は再び元慰安婦に謝罪し、両国はこの問題が「最終的かつ不可逆的」に解決されたと合意した。それでも、教科書はこのような合意があったという事実さえ取り上げていない。2015年の合意が政府間の約束であることに対しては、過去の文在寅政権さえ認めた事実だ。

これについて教えないだけでも職務怠慢だが、その合意に反して「謝罪さえなかった」と小学生に教えることは、彼らにもう一つの反日闘争を扇動する行為である。よく知られた事実だが、全教組を中心としたいわゆる「進歩的」な教師たちは、「体験学習」「現場学習」という名目で、小学生たちを正義記憶連帯が主催する水曜集会に参加させている。こう

した内容の教科書で学べば、教師や生徒たちがこのような行動に出たとしても納得するしかない。

慰安婦が妊娠した姿など衝撃的な写真はもちろん、小学生に慰安婦問題を教える必要があるのか、なぜ教えるべきなのかを考えなければならない。

IV 総合

1. 貧しくなり、さらに貧しくなり、また貧しくなる

—マルクス・レーニン主義、反日種族主義歴史観—

土地調査事業と戦時動員に関する記述は、12種の教科書が収奪による窮乏化論一色だ。筆者はこの機会にMiraeN出版社（2020）と東亜出版社（2020）の『高等学校韓国史』教科書を併せて検討した。高等学校教科書は小学校教科書の拡張版だ。深化版とは言えないという意味だ。植民地期の経済変化に関連して、高等学校教科書は土地調査事業、会社令、産米増殖計画、米移出、植民地工業化、戦時動員について記述している。

高等学校教科書は出版社別だけでなく、時系列的にも窮乏化論の連続であり反復だ。土地調査事業で土地を収奪されて貧しくなり、会社令によって会社設立が難しく資本主義の発展が阻害され、会社令廃止によって日本資本が流入して民族資本の成長が阻止され、産米増殖計画は米消費が増加するのではなく減少が結果となり、米消費が減少する中で米の移出が増加して米穀市場の拡大はむしろ貧困と飢餓を招き、工業化は大陸進出目的の下に進み朝鮮人の生活に寄与できず、戦時動員は米供出、労務動員を通じて朝鮮人を搾取して生計を崩壊させ、最終的な自尊心まで崩壊させたという内容だ。

もちろん、もう一方では収奪と搾取に対する抵抗が強調される。誇張を疑わざるを得ない挙族的闘争の歴史が展開される。マルクス・レーニン主義の歴史観による、帝国主義と植民地の対立の歴史に他ならない。近代的技術と消費生活という物質文明の発展についての記述がある点が、以前に比べて肯定的に評価できるが、左派の歴史観、反日種族主義の貫徹という大きな基調から脱したとはいえない。

2 成功の歴史に背を向ける

偏った歴史観は、歴史の一面だけを見るようにする。土地所有権を近代的な形で法律、行政の面で確認し、それを全国的に公的文書で体系化した土地調査事業が社会的葛藤を伴わずに完了したという点で、我々は20世紀初頭に韓国の私的土地所有の発展がすでに高い水準に達していたことを確認することができる。

慰安婦という、数千人の辛酸な生活を送った女性がいたことは事実だ。ところがその一方では、1937～45年の間、72万人の20～30代男性が戦時労働力補充のために日本に渡った。その中には20万人に達する被徴用労働者もいたが、残りの52万人は新しい文明と経済的機会を探して、自身の人生を主体的に決めた朝鮮人だった。そのような期間に戦時動員と関係なく、170万人が日本に短期労働移民した。韓国史上、初めてにして最大の大衆的移民時代を切り開いたのだ。

マルクス・レーニン主義や反日種族主義の歴史観は、以上のような韓国人の歴史的成就に努めて背を向け、学生たちの前に壁を作り、韓国の成功の歴史について何も教えない。また、妊娠した慰安婦写真を掲載し、「強制的に連れて行かれる」という絵を見せ、第三者の証言や客観的史料によって立証されない一方的な証言を事実とみなし、小学生に偏食を強要しているのだ。

3 生徒たちを混乱させる

さらに本稿が検討している教科書が、1965年の韓日協定と2015年の韓日慰安婦合意による問題解決を否定し、徴用労働者や慰安婦問題を巡りここ数年続いている韓日間歴史戦争で、竹槍を持って日本に対抗することを煽っていると日本から批判を受けるとしても、それを否定することは難しい。また、これらの問題がまだ解決されていないことを強調する叙述は、尹錫悦政権が日本政府や企業を相手に、外交的に歴史葛藤を解消しつつある現状で、学生たちに大きな混乱を与えるだろう。もちろん現野党が再び政権を握れば、この混乱は消えるだろうが、教科書がこのように書かれても良いのか、真剣に考えてみるべきだ。

4 検認定体制に関する懐疑

12の教科書がすべてこのような実情であり、あえて検認定体制を維持する理由が何かを疑うほどだ。あるいは12に分かれた教科書執筆者と呼ばれるグループが、「このように書こう」と談合したのではないか、という気さえする。このような状況であれば、一体検認定体制を導入する必要は何であり、今そこから我々は何を得ているのか？

教科書の著者たちはどうなのか分からないが、教科書を発行する出版社には非常に大きな利潤がもたらされる、と聞いている。一方では、現行の検認定体制は12カ所にのぼる発行先別に教科書を執筆し、印刷、出版するのに莫大な費用がかかる。それだけではない。教師たちは教科書を選定しなければならず、全般的に重複しているが、同じ内容で繰り返せない授業と成就度評価を、教科書別に準備しなければならない。これにも大きな費用がかかる。

各教科書の内容が全く「個性的」な歴史観や内容を盛り込んでいないため、このような問題が提起されている。現行システムを維持する収益は少数が占めているが、その費用は社会が負担する非効率の状態だ。単一の教科書を備えることに比べれば、大きな社会的浪費だ。上記のような莫大な費用がかかるにも関わらず、教育部、教科書執筆者、出版社が現行システムにこだわるなら、今のシステムに大きなメリットがあることを証明する必要がある。これに対しては社会的議論が必要だ。

教科書に対する批評において、執筆基準と教科課程に対する議論が喫緊の課題だ。これまでこれらを作ってきた人々が、教科書の叙述と編集のすべてを独占してきた、と言わざるを得ない。これ以上、この独占を許してはいけない。

注

- 1 町歩：面積の単位。1町歩は9917.4m²で約1ha（ヘクタール）
- 2 結負：肥沃度などを考慮した土地面積。高麗時代と朝鮮時代に使われた。

参考文献

教科書

- 教学社（2022）他12種『初等学校社会5-2』（韓国語）
 東亜出版（2020）『高等学校韓国史』（韓国語）
 MiraeN（2020）『高等学校韓国史』（韓国語）
 i-screammedia（2022）『初等学校教師社会用指導書』（韓国語）

論著

- 宮嶋博史（1991）『朝鮮土地調査事業史の研究』東京大学東洋文化研究所
 金容燮（1969）「収奪のための測量—土地調査事業—」『韓国現代史』新丘文化社（韓国語）
 朴慶植（1965）『朝鮮人強制連行の記録』未来社
 朴文圭（1933）「農村社会分化の起點として土地調査事業に就いて」京城帝大法文学會『朝鮮社会經濟史研究』
 慎鏞廈（1982）『朝鮮土地調査事業研究』知識産業社（韓国語）
 外村大（2012）『朝鮮人強制連行』岩波新書
 李栄薫他（2019）『反日種族主義』未来社（韓国語）
 李栄薫他（2020）『反日種族主義との闘争』未来社（韓国語）
 李栄薫（1997）「土地調査事業の収奪性再検討」金鴻植他『朝鮮土地調査事業の研究』民音社（韓国語）
 李栄薫（2016）『韓国經濟史2 近代の移植と伝統の変貌』一潮閣（韓国語）
 李宇衍（2010）『韓国の山林所有制度と政策の歴史、1600～1987』一潮閣（韓国語）
 李宇衍（2016）「戦時期(1937-1945)日本に勞務動員された朝鮮人炭・鋸夫の賃金と民族間の格差」『經濟史学』第40卷第2号（韓国語）

参考資料

教科書 {小学校社会5-2} 土地調査事業

● 教学社、p.126

日帝強占期に韓国人が故国を離れた理由について、調べてみましょう。

朝鮮総督府は土地の所有者を確認し、税金を徴収するために土地調査事業を行いました。そうしながら主人がいないか曖昧な土地を奪って、日本人に安価で売り渡しました。土地調査事業の後、農地を失った農民もたくさんでてきました。これにより、農民の生活はさらに困難になりました。

[絵] 土地調査事業：

「土地を調査した後、あなた方朝鮮人の所有権を確認してあげる」

「実は私たちが農業をしてきた土地を奪うつもりでしょう！」

「食糧収奪:これだけの米がすべて日本へ持っていかれるとは…」

日本による収奪が続くと、韓国人は故郷を離れることもありました。独立運動家たちも日帝の弾圧を避けて外国に渡り、独立運動をしました。

● 金星出版社、p.118

日本の植民地支配でどのような困難を経験したのでしょうか。

(日本の植民統治で韓国人が経験した困難を説明できる)

日帝の植民統治に必要な財政を用意するために、土地調査事業を実施した。土地を所有する者は、定められた期間内に届出をしなければならなかった。この事業で土地税を払う対象が大きく増え、韓国人は厳しい生活を送り、日帝は植民統治の資金を確保することができた。

● キムヨン社、p.124、

日帝が我が民族に与えた苦痛

1910年代に日帝は植民地から税金をきちんと徴収するために、土地の所有権を確認する土地調査事業を実施した。地主は決められた期間に、自分の土地を直接申告しなければならなかった。この過程で申告しなかった土地、主人が明確でない土地、官庁が所有していた土地などは所有権を認められず、朝鮮総督府の所有になった。土地調査事業によって土地を失った農民たちは、使用料を払って農作業をしなければならなかったため、生活がさらに難しくなった。

[やってみましょう] 土地調査事業に関する資料を見て、質問に答えてみましょう。

1 「土地調査事業を実施します。税金をきちんと徴収するためには、土地の所有者を明確にしなければなりません」

2 「申告をしなかったので、あなたの土地として認められません。期限が短くて申告でき

ませんでした」

3「この地で農業を続けるためには、新たに契約を結んで使用料を払わなければなりません」

4「朝鮮の土地を安値で売るというから、地主になれる良い機会だ」

① 日本が上記のように土地調査事業を実施した理由を書いてみましょう。

② 上記のように土地調査事業を実施した結果、どんなことが起きたのか書いてみましょう。

● 東亜出版、p.117

国を奪われた後、我が民族はどんな苦痛を経験したのだろうか。

日帝の経済収奪（注：収奪とは強制的に奪うことをいいます）日帝は植民統治に必要な費用を用意するために、土地調査事業を実施した。日帝は土地を所有している人が、決まった日までに所有した土地を申告するようにした。地主がいないか不明な土地は、朝鮮総督府の所有となった。土地調査事業で一部農民は、農業をする権利を失ったりもした。これにより、暮らしにくくなった一部の農民が都市に移ったり、満州、沿海州などに移住したりもした。

[絵] 土地調査事業:「農業をする権利を失うこともありました」

[写真] 土地を測量する様子

● MiraeN、p.118

日本の植民統治と民族運動について見てみましょう。

国権奪取と日帝の植林地統治政策

日帝は全国的に土地調査事業を実施した。地主は自分の土地を直接申告しなければならなかったが、日帝に対する不満と複雑な手続きなどを理由に、申告しなかった多くの農民が土地を失った。所有者が不明な土地は、総督府の所有になった」

[絵]「主人がいないか曖昧な土地は、私たちが接収する」

「自分の持っている土地を申告しなさい」

「私は日帝に協力したくない」

「申告の手続きが複雑すぎる」

● 飛翔教科書 p.120

日本に国を奪われた後の、韓国人の暮らしはどうだったのでしょうか。

日本は経済的にも韓国人を略奪しました。朝鮮総督府は土地所有者を確認し、より多くの税金を徴収するために、土地調査事業を施行しました。この事業により、一部の農民は農業をする土地を失いました。日本は土地を持つ人に税金をより多く徴収し、韓国人を統治するための費用として使用しました。

[絵]「この土地が自分の土地であることを証明する書類を作成して、申告しなさい」

「この土地は国の土地だが、先祖代々農業をやってきて耕作権を持っている土地です」

[注釈] 耕作権：土地を耕作できる権利で、朝鮮後期には地主でも農民の耕作権をむや

みに奪うことはできなかった。

「耕作権は認めてくれないんですか？」

[絵]「地主が誰かはっきりしないから、この土地は朝鮮総督府の土地だ！」

「ああ、代々農業を営んできた土地をこんなに失うなんて…」

● 飛翔教育 p.122

日本に国を奪われた後、独立運動はどのように繰り広げられたのでしょうか。

日帝は我が国を支配する経済基盤を整えるために土地調査事業を施行し、数多くの土地税を徴収した。この過程で、主人が確実でない土地は朝鮮総督府の所有になった。

また、日帝は土地調査事業を施行しながら地主の権利を強化し、土地を借りて農作業をする農民の権利は弱化した。その結果、大多数の農民の暮らしが悪くなった。

● i-screammedia教科書p.117

独立運動家たちが祖国を離れた理由を見てみましょう。

日帝は土地の所有者を確認するという口実を掲げて、土地調査事業を施行しました。この事業により、農民は農業を営む土地を失ったり、不利な条件で新たな契約を結ばなければなりません。

[自主活動] 日本の土地調査事業について農民たちはどう思ったのか、書いてみましょう。

土地調査事業が実施される前後の、農民の状況を考えてみましょう。

[絵]「大韓帝国の国有地は朝鮮総督府のものだ」

「先祖代々農業を営んでいた土地なのに、こんな法律はどこにあるんですか？」

「この地で農業をしたいなら、私たちの許可を得なければならない」

● i-screammedia指導書

[自主活動] 日本の土地調査事業について農民たちはどう思ったのか、書いてみましょう。

土地調査事業が実施される前後の、農民の状況を考えてみましょう。

「先祖代々農業を営んでいた土地を一夜にして失って、悔しかったと思う」

「不利な条件で新たに契約を結ばなければならず、生活がさらに難しくなったと感じたと思う」

日帝の植民地支配と我が民族の苦痛を調べる

[核心質問]

大韓帝国の国権を奪った日本帝国は、韓国を統治するために何をしましたか？

➡土地の所有者を確認するという口実を掲げて、土地調査事業を施行しました。

日帝が施行した土地調査事業で、農民たちはどのような被害を受けましたか？

➡農民は農業を営む土地を失ったり、不利な条件で新たな契約を結ばなければなりません。

土地所有者が直接申告した土地だけを所有地と認定し、慣習的に認められていた農民

の耕作権が否定された結果、多くの農民が土地を失い、小作農になったということを説明する。

〔資料〕 土地調査事業

土地調査事業は日帝が朝鮮で近代化という名目の下、土地所有権の確認と地稅賦課体系の整備を強圧的に推進したものだ。その結果、總督府は膨大な土地を所有する最大の地主となり、安定的な地稅收入を確保できるようになった。日帝は朝鮮總督府が土地と地稅を効率的に掌握できるよう、1910年から1918年まで2,456万ウォンという巨額を投じて、土地調査事業を全面的に実施した。土地調査事業は大きく土地所有権調査、地形・地貌調査、土地價格算定、土地台帳作成などで実施された。土地調査事業完了後、多くの土地が新たに把握され、田約84%、畑約79%が増加し、全体耕地面積は約81%が増えた。未申告土地や特定の所有者がいない国・共有地は、全て朝鮮總督府所有地に編入した。土地調査事業を通じて課稅対象地の特定、朝鮮總督府所有地の増加、そして所有権の確立など、日帝の土地調査事業実施目的がそのまま貫徹された。土地調査事業の結果、全農家戸数の約3.1%に過ぎない地主が全耕地面積の約50.4%を占め、土地を所有できなかった農民が永久耕作権を失うことになり、大多数の農民が小作農に転落した。これにより、約3.1%の地主が全体耕作地の半分を占める不平等な土地所有關係が、体系的に定着することになった。

ーソ・ミンギョ『1910年代日帝の武斷統治』

● 志学社p.112

国を奪われた後、韓国人が経験した困難を見てみましょう。

〔考えてみましょう〕 国を奪われたら、僕たちの生活がどう変わるのか話してみましょう。

〔注釈〕 土地調査事業：日本が土地に対する税金を徴収するために、1910~1918年にかけて韓国の土地を調査したことをいいます。

〔絵〕 「決められた期間内に、保有している土地を申告しなさい」

「実際の土地を所有する人の権利だけを保護し、土地を借りて農業を営む人の権利は認めないそうです」

1) 日帝が国を奪った後、韓国に実施した政策を見て、韓国人がどのような困難を経験したのか話してきましょう。

2) 日帝が我が国を統治した方式の問題点は何なのか、話してきましょう。

● 天才教科書 p.123

日本の侵略による韓国人の受難と独立運動について、見てみましょう。

日帝の經濟的収奪

日帝は土地の所有者を調査するという名目で、土地調査事業を実施した。韓国人は決められた期間内に、自分の土地を申告しなければならなかった。だが、申告期間が短く、出さなければならない書類が複雑で、申告できなかった農民は土地を失う危機に瀕した。朝鮮總督府は主人がいないか曖昧な土地を占め、日本人に安値で渡した。また、韓国の

土地所有状況が全体的に把握され、土地を所有する一部の韓国人の税負担が、以前より増えた。

[注釈] 土地調査事業：日本が韓国の土地で税金をさらに徴収するために行った、大規模調査事業]

[絵] 土地調査事業の結果：「もう主人が明らかでないあの土地は、すべて朝鮮総督府が占めることになる」、朝鮮総督府所有の土地が大きく増えた。

「以前は税金を払わなかった土地なのに…」朝鮮総督府はより多くの土地で、税金を徴収した。

「韓国の土地を安く買えるから、今度土地をもっと買わなければならない」、日本人が韓国の多くの土地を手に入れた。

「来年もこの地で農業を続けられるか不安だな」韓国人農民たちは、生活が非常に厳しくなった。

● 天才教育 p.119

日帝が統治していた時期に、韓国人の人々はどんなことを経験したのでしょうか。

刀を差して恐怖で押さえつける日本の統治

より多くの税金を徴収するために土地調査事業を実施しましたが、この過程で農業をする土地を奪われた人の中には、故郷を離れて都市や満州をはじめとする外国に旅立つ人も多かったです。

[注釈] 土地調査事業：本が韓国の土地の所有者を確認するとして実施した、大規模な土地調査]

教科書 {小学校社会5-2} 戦時動員

● 教学社p.134

日帝から国を取り戻そうとする様々な努力について、見てみましょう。

一方、この時期に日本は、アジアや太平洋のいたるところで侵略戦争を起こしました。日帝は戦争に必要な食糧と地下資源を私たちの土地から略奪し、我が国の人々を戦争軍人や武器工場の労働者として連行しました。さらに、若い女性まで日本軍「慰安婦」という名で戦場に連れて行かれ、犠牲になりました。



● 金星出版社、p.120

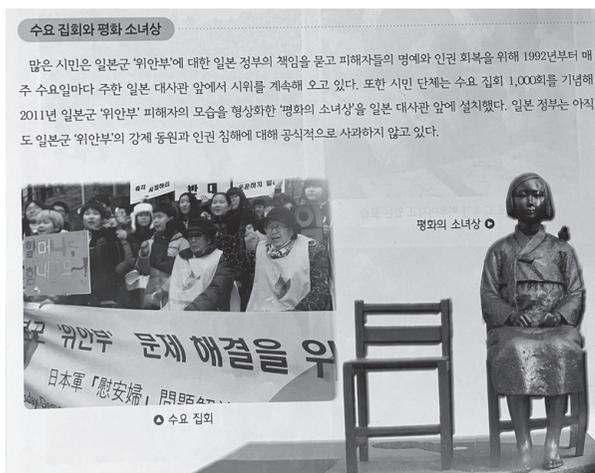
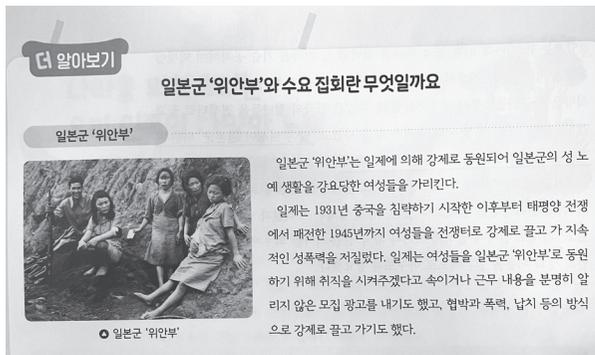
1937年の日中戦争以後、日本は穀物と各種金属類など戦争に必要なすべての物資を奪っていった。また、韓国人を炭鉱、工場などに連れて行き、学生や青年たちを戦場に狩り出した。女性たちは日本軍「慰安婦」として連行され、人権を侵害された。

● キムヨン社、p.133-4.

国を取り戻そうとする我が民族の多様な努力

今日の授業を終えると、国を取り戻そうとする独立運動家たちの多様な努力を語ることができます。

日帝は1930年代以後、中国大陸を侵略し、米国を奇襲攻撃して太平洋戦争を起こした。戦争が拡大すると、日帝は戦争のために必要な金属製品と食糧を韓国人から集め、多くの韓国の青年たちを戦場に連れて行った。また炭鉱、工場などに連れて行って仕事をさせ、多くの女性が日本軍「慰安婦」に連れて行かれ、日本軍に苦しめられたりもした。



● 東亜出版 p.126

我が民族精神と文化を守るために、どんな努力をしたらどうか。

民族抹殺統治

日帝は侵略戦争を拡大し、韓国人を戦争に簡単に動員するために、韓国人の民族精神

をなくそうとした。これに対し日帝は「日本と朝鮮が一つ」という思想を強要し、韓国人を日本人にしようとした。そして多くの韓国人を労働者や軍人として連れて行き、戦争に強制的に動員した。女性たちは日本軍「慰安婦」に連れて行かれ、苦しめられたりもした。

「もっと知りたい」日本軍「慰安婦」は誰でしょうか？

日本軍「慰安婦」は、日帝が侵略戦争を起こした以後、日本軍と日本政府によって戦場に強制的に動員され、性暴行と人権侵害にあった女性をいう。被害女性たちは「軍慰安所」で体と心に深い傷を負った。近年多くの市民が心を集め、これに対する日本政府の公式謝罪と賠償を求めている。また、日本軍の「慰安婦」問題を知らせるために「平和の少女像」を作り、国内外の様々な場所に建てた。

● MiraeN p.127-8

日帝に対抗して民族を守るための努力を見てみましょう。

民族抹殺統治

日帝の強制動員

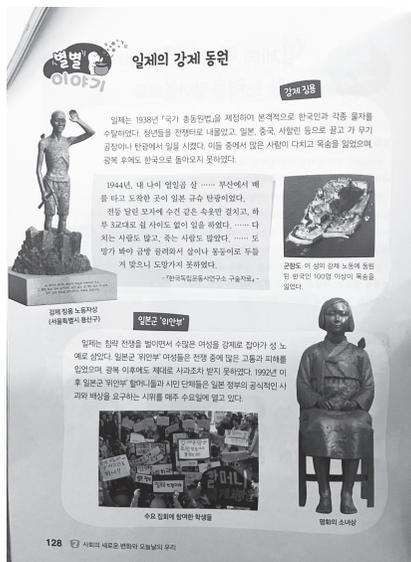
強制徴用

「日帝は侵略戦争に我が民族を強制的に動員した。戦争に必要な人を強制的に連れて行き(強制徴用)、金目のものや米など各種物資を奪っていった」

日帝は1938年「国家総動員法」を制定し、本格的に韓国人と各種物資を収奪した。青年たちを連れて行き、多くの人々が負傷し命を失い、解放後も韓国に戻ることができなかった。

日本軍「慰安婦」

日帝は侵略戦争を繰り返して、多くの女性を強制的に捕まえて性奴隷にした。日本軍「慰安婦」の女性たちは戦争中に苦痛と被害を受け、解放後もまともに謝罪さえ受けられなかった。1992年以降、日本軍「慰安婦」のおばあさんたちと市民団体は、日本政府の公式謝罪と賠償を求めるデモを、毎週水曜日に行っている。



● 飛翔教育 p.133

日本の侵略戦争に対抗する、韓国民族の抵抗について見てみましょう。

1930年代後半、日帝は侵略戦争を拡大していった。この時、日帝は「日本と朝鮮は一つ」であることを掲げ、我が民族精神をなくそうとする統治をした。これは、我が国の人々を日帝が行った侵略戦争に動員しようとする意図であった。…また、日帝は我が国の人々を武器工場や戦場などに強制的に連れて行った。さらに、一部の女性は日本軍「慰安婦」[教科書で太字]として連行され、多大な苦痛を受けた。今日では世界各地に平和の少女像や日本軍「慰安婦」の記念碑を建て、犠牲者たちを追慕し、このような歴史的悲劇が二度と起こらないことを願う心を伝えている。

● 天才教科書、p.137

国を取り戻そうとする、さまざまな努力を見てみましょう。

日帝の物資と人力収奪

1930年代に侵略戦争を起こした日本は、戦争に必要な物資と人材を確保するため、韓国人に対する収奪を強化した。

【社会用語プレビュー】収奪：強制的に奪うことをいう。例：日帝は戦争のために、我が民族に対する収奪を強化した。

日帝は韓国人の食糧はもちろん、金属製の食器とスプーンまで奪って、武器を作るのに使った。また、韓国人を戦場と炭鉱、武器工場に強制的に動員し、戦争終盤には幼い学生まで連れて行った。女性たちも日本軍「慰安婦」として強制的に連れて行き、あらゆる侮辱とひどい苦痛を与えた。

● 天才教育 p.120

日帝の戦争に連れて行かれる人たち

「戦争が長くなると、日帝は韓国人を強制的に連れて行った。多くの人が鉱山や工場で大変な仕事をしたり、戦場で命を落とした。さらに女性たちは日本軍「慰安婦」という名前で戦場に強制的に連れて行かれ、ひどい苦痛を受けた。しかし、被害者たちはまだ日本政府から、きちんとした謝罪を受けていない」